

○北海道後期高齢者医療広域連合安全衛生管理規程

制 定 平成 19 年 7 月 13 日訓令第 6 号
最近改正 令和 2 年 2 月 25 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）に基づき、職場における職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「職員」とは、北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 1 9 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 9 号）に規定する職員をいう。

(事務局長の責務)

第 3 条 事務局長は、この訓令に定める事項を適切に実施し、職場における職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、常に自己の安全の確保及び健康の保持増進に努めるものとする。

2 職員は、事務局長及びこの訓令に基づき置かれる衛生推進者が法令及びこの訓令に基づいて実施する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

(衛生推進者の設置)

第 5 条 法第 1 2 条の 2 の規定に基づき、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、事務局の庶務を所管する次長をもって充てる。

3 衛生推進者は、次の業務を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他職員の健康の保持増進のための措置に関すること。

(定期健康診断の実施)

第 6 条 衛生推進者は、職員に対して、定期健康診断を実施する。

2 前項の定期健康診断の検査項目、実施方法その他実施に関する具体的な事務処理等については、衛生推進者が別に定める。

3 職員は、第 1 項の規定により衛生推進者が実施する定期健康診断を受けなければならない。ただし、職員が定期健康診断の期日の前 6 月以内に他の医師による健康診断を受け、その証明書を提出したとき、又は派遣された職員が派遣元において実施する健康診断を受けるときは、この限りでない。

(結果の判定等)

第 7 条 事務局長は、定期健康診断の結果に基づき、別表に定めるところにより、職員の健康管理区分を決定し、当該定期健康診断の結果を職員に対して通知するとともに、適切な指示を与えるものとする。

(事後措置)

第 8 条 事務局長は、前条に規定する判定の結果に応じて、別表事後措置の基準の欄に定める基準に従い、適切な事後措置を講ずるように努めなければならない。

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施等)

第 9 条 衛生推進者は、法第 6 6 条の 1 0 第 1 項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査及び同条第 3 項に規定する面接指導を実施する。

2 前項の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導に関する具体的な事務処理等については、衛生推進者が別に定める。

(健康情報等の取扱い)

第 1 0 条 職員の健康情報その他職員の健康管理に関する記録については、これを 5 年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第 1 1 条 職員の健康管理に関する業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も、同様とする。

(委任)

第 1 2 条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 7 月 1 3 日から施行する。

附 則 (平 20. 4. 1 訓令 2)

この訓令は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 28. 7. 25 訓令 1)

この訓令は、平成 2 8 年 7 月 2 5 日から施行する。

附 則 (令 2. 2. 25 訓令 1)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

健康管理区分

区分	就労指導	医療判定	内 容	事後措置の基準
A 1	要休業	要医療	勤務を休む必要があり、医師による直接の医療行為を必要とする。	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間、勤務させない。医療機関のあっせん等により適切な治療行為を受けさせるようにする。
B 1	要軽業	要医療	勤務の軽減を必要とし、医師による直接の医療行為を必要とする。	職務の変更及び休暇（日単位のものを除く。以下同じ。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、時間外勤務及び出張をさせない。医療機関のあっせん等により適切な治療を受けさせるようにする。
B 2	要軽業	要観察	勤務の軽減を必要とし、治療は必要ないが、医師による経過観察を要する。	職務の変更及び休暇等の方法により勤務を軽減し、かつ、時間外勤務及び出張をさせない。経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
C 1	要注意	要医療	勤務に注意を必要とし、医師による直接の医療行為を必要とする。	時間外勤務及び出張を制限する。医療機関のあっせん等により適切な治療を受けさせるようにする。
C 2	要注意	要観察	勤務に注意を必要とし、治療は必要ないが、医師による経過観察を要する。	時間外勤務及び出張を制限する。経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
D 2	平常	要観察	平常に勤務してよく、治療は必要ないが、医師による経過観察を要する。	
D 3	平常	観察不要	平常に勤務してよく、医師による治療及び経過観察を必要としない。	